

議長ティータイム録

日時：平成29年 7月 14日 午後4時～

場所：議長応接室

(議長)

1 今定例会を振り返って

本日は、お集まりいただきありがとうございます。

1つ目は、北朝鮮日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書についてであります。実は、12月に関係者から拉致の可能性が排除できない失踪者の関係者から要請を受けました。それを受けまして、2月議会と今議会は継続になっておりましたが、2月議会の後に、3月の各派代表者会で私から提案しました。実は、関係者が持ってきた中身は、議会に対する要望が1行もないのです。議会の対応のしようがない。3項目とも県に対する要望なのです。これではいけないかんだらうと。どうも県にもやってほしいみたいな、新里議長にも何かやってもらいたいみたいなことを言っているが、読んでみたら議会に対する要望はないので、議会として何ができるのかということ、各派代表者会で話をし、文教厚生委員会の委員長にも、自民党の有力議員にも話をしました。議会の意思として意見書を採択してもらったという経過があります。

それから2つ目は、沖縄県立普天間高等学校のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区返還跡地への移転推進に関する意見書についてであります。いろいろいきさつはありましたが、いい方向に進んでいると感じております。関係者はずっと以前から取り組んでおりまして、今の普天間高校は狭いので、広いところへということがありましたし、また、跡地利用の面からも非常に重要だと思っています。

それから、訴えの提起の議案が可決されたことについてです。きょう議論がりましたが、これはコメントしにくいところでありまして、政府と県の違い、議会の与野党の討論の違いになっておりますが、与党が中心になって可決されました。これから訴訟になると思います。

2 議長会等活動について

今、全国の議長会の副会長をしております。7月に全国議長会の総会がありまして、この総会で切れます。切れると同時に九州の会長になります。これは8年に1回当たります。当たり年に当たっておりまして、その8年前は高嶺善伸前議員であります。高嶺善伸前議員も議長になると同時に全国議長会の副会

長、その翌年は九州の会長と。私と同じ時期に議長をして、九州の会長を受けることとなります。全国の副会長よりも九州の会長の方が精神的な責任も重くなるかと思っております。沖縄で九州の議長会は、年に2回やっておりますが、8月は沖縄開催となります。これをぜひ成功させたいと思っております。今回は、総会と講演となっております。講演は、この時期、空手の話をしてもらって、空手の演舞をしてもらったほうがむしろいいのではないかということで、その話を進めているところです。空手会館もできましたし、伝統空手の世界大会も開きますし、何ととってもオリンピックの種目になったということで、空手の元世界チャンピオンの方に講演を、現役の空手チャンピオンの皆さんに演舞をしてもらおうと、参加者もそれだけハイレベルの演舞を見たことがないと思えますから、沖縄の空手を理解していただくためにそのほうがいいのかと思っておりますので、その方向で進めています。

以上となります。あとは皆さんからの質疑を受けたいと思っております。

(記者)

今回の議会の中で、仲村未央議員の発言をめぐって一時紛糾して、議会の秩序を求める決議が県議会史上初めて採択されました。今回の議会を振り返って総括していかがお考えですか。

(議長)

仲村未央議員のものと今のものは別でしたよね。仲村未央議員のものは発言をめぐっての問題でした。そのあと、また、沖縄・自民党の山川典二議員の発言をめぐってもありました。どちらもテープを起こして調べたり、事実関係を私なりに調べました。そのとおりの発言はどちらもしていませんね。が、類似の発言といいますか、仲村未央議員の場合は、国会における大臣の発言が辺野古に基地がつくられても普天間が返還されない可能性を述べているという問題がありました。そっくり仲村未央議員が言ったことではないが、それがあったということと、それから、山川典二議員の場合は、これもそっくりそのとおりでないのです。ちょっと違います。違うのですが、それに類似のものがあつたというのがあると私の調査ではありましたから、どちらも削除ということはしない。山川典二議員にもきょうそれをお伝えしました。そっくりそのままではないのですが、類似のものがあつたということで削除しませんということをお伝えしています。あとは、決議の問題については、私から余り深く言いくいのですが、ただ進め方としては皆さん取り上げていたように余りにも唐突だったものですから、私も少しびっくりするといいますか、議会が始まろうとしたら急に出てきたものですからね、議会開会直前だったのです。どうしても一時

とめて、じゃあどうするかというのがありまして、少なくともこのことによつて一般質問に影響があつてはいけないという話をしまして、そこで打ち合わせをして、お昼に議会運営委員会を開いて、日程を検討してもらおうと。あとは議会運営委員会で適切に対応していただいたと思っております。

(記者)

決議では、他の議員の発言を遮ったり、執行部の答弁が聞こえないような行動をした人には、厳正な対応をとということを議長に求めているものですが、今後、議長の議会進行のあり方に影響するのでしょうか。

(議長)

判断としてあとで考えると、特に、恐らく今回だけではなくて、これまでのものが全部重なっていると思っております。今回に限ると、知事の答弁のときにある議員が最初から最後までずっと知事の答弁が聞こえないような状況をつくってしまった。そこでの議長の対応としてどうだったかといいますと、あれは、私のほうからも最初にやじが飛んだときに二、三回注意したのです。静粛になさいと。それでも聞かないから、とめたのです。知事にも今答弁を止めてくださいと。とめた上で注意をしたんです。おさまるかと思つて再開したら最後までおさまらなかつたのです。ここは難しいところで、知事の答弁を一回とめてまた2回目もとめるのかというのが、初めてのケースで、答弁者の答弁をとめて注意をする事態は僕が議員になって初めてだったので、2回目もとめるということにちゅうちょがあつた。でも、あとで思うと2回とめて警告を発すべきであつたなという思いはあります。最後までとまらなかつたわけだから。

(記者)

きょう、辺野古の現場でドキュメンタリー撮影をしている森の映画社さんが本会議の取材を依頼したところ、取材拒否されたということで、きょう提訴するという会見をしたのですが、議会事務局とのやりとりの中で、新里議長が拒否して、その拒否の理由について説明がなかつたということでしたが、何を根拠に拒否したのですか。

(議長)

私が直接対応したわけではないですが、議会事務局と私の間では話し合いをしています。事務局は、そこで拒否の理由を述べたと言っているのです。述べたのだが、どうも皆さんとの会見では何も言わなかつたと。ただ、議長が拒否しているということしか言わない、これはけしからんということをやつていたと。それは事実と違うなと思つています。ちゃんとそれは確認をして、こういふことと言ふということになっているのです。

これは何かといいますと、沖縄県議会傍聴規則、それから沖縄県議会先例録、これにどう対応すべきかというのを現時点における対応の仕方が書かれている

わけです。それを述べているわけです。それに基づいて議長は対応するという
ことを述べている。こういったものは、議長の基本的な権限になるのだろうと
思います。何かといいますと、地方自治法で傍聴については、議長で定めると
あります。法律上、そうなっているのです。勝手にやるわけではないのです。
どこの県でも議長の権限であるとしか言えないと思います。基本的にはですよ。
実際に、議長が勝手に1人でやるかといいますとこれは問題になるのです。運
用の仕方ですから。実は、この話が出てすぐ対応しています。日にちがなかつ
たのです。突然、持ってきて、すぐ決めろですから。すぐ決められない。7月10
日に持ってきて僕が受け取ったのが、7月11日ですから。もう11日は特別委
員会ですので、皆が集まれるわけでもない。12日は休みで、13日しかないの
です。14日がきょうですから。1日で検討しなければならなかった。こちらとし
てはどう判断したのかといいますと、これは、議長だけで今までの決まりと違
うことを決定するわけにはいかない、議長の権限と言われてもそれでは困るか
ら、議会の運営にかかわるものなので、議会運営委員会で検討してくれとい
うことで議長から要請をしたのです。話し合いをしてもらったのです。議会運
営委員会も議論をして、結果として議長が判断すべきだと。結論はそうではあ
るけれども、協議の中では、これは今の段階でそれをやるのはまずいのではない
かと、いわゆる従来どおりの判断でいいのではないかとあったと聞いています。
私はそこには参加していませんが、報告では、議会運営委員会の皆さんも、カ
メラを入れて撮影ということには、ちょっといかがかというのがあったと。1
人は賛成という方もいたようですが、全体的には、それとは違う発言があった
という報告を受けました。これをやるには、議員全員にかかわることですので、
撮影されるのは議員の皆さんですから。そこは、議会運営委員会の意見も聞か
ないといけませんし、今後この議論を継続していかないといけないので、各
会派長を集めての会議の中で話し合いをして会派の中で議論をしていかないと、
これを变えるというのは、簡単にはならないのです。法的な意味での議長の権
限だから議長が個人で決めていいかというのはこれは運営上余り好ましくな
いですよね。議長はそれを受けてどうするかというときには、これは議員の総
体の意見を聞いて、理解が深まったときに変更するというふうにするのが、運
営上、望ましいだろうという判断をしているのです。

(記者)

今回に限っていえば、申請が10日にあって、議論する時間も短かったので、
今回は先例がないので……。

(議長)

だから、先例にあるとおりにやったのです。

(記者)

先例って何の先例ですか。過去に OCN さんに取材依頼があって、許可していると思いますが、これとの整合性というのは、何が違うのですか。

(議長)

沖縄県議会傍聴規則第 15 条とか沖縄県議会先例録 243、244 が一般的な先例で、これで現時点では運用しているということになります。基本的には、映画の撮影とかについては認めていないのです。ビデオとか、映画の撮影機材とかが入るのは、基本的には、記者クラブに加盟している報道機関ということになっています。他の場合は今のところ認めてはいない。これまでに特例で認めてきたものは、結構、時間をかけてそれぞれについて議論をしたのだそうです。いきなり出てきて、はい、そうしましょうではなくて、時間をかけて議論をし、皆で共通認識をして、議会運営委員会の中で議論をして、これは必要だという認識で一致をして認めたのです。

ですから、議長だけで判断しているのではなくて、議会運営委員会からも意見を聞いて議長が判断したのだと思います。そういう手順をとって、それは議会運営委員会でも必要だという認識になったということだと思います。僕はその場にいませんから、余りよくわかりませんが、それ以外にも県の広報のために議会の場面を撮りたいというのがあったりして、そういった県の広報とか、OCN は継続して今もやっておりますので、そういうことを当時は記者クラブに入っていないけれど、それは了解ということで。OCN の場合はそっくりそのまま放送しますからね。そこら辺が、実際の場面を最初から最後まで放送されるから認めたのではないかと思います。議会の質疑の場面がそっくりそのままですから。

(記者)

沖縄県議会先例録では、基本的に傍聴人とか記者クラブに加盟していない人に対して取材できないとしているかと思いますが、それを覆すのが沖縄県議会傍聴規則第 15 条で、ただし、議長の許可があればできる、ということですよ。

(議長)

ですから、議長の独裁権限を発揮してやるかというのが問題でしょう。皆さんもこれは好まないし、そんな運用をしたら、むしろ皆さん批判するでしょう。そんな運営の仕方は、かえって好ましくないでしょう。どう思いますか。それを急に持って来られて、議長が勝手に今までの先例を覆して、議長の権限でやりましょう、というわけにはいかないから 13 日に議会運営委員会を開いたのです。

(記者)

議会運営委員会の中では、これまでの過去の事例をみると、公共性の観点で議論されていたのですが、今回の森の映画社だと、民間会社ということをもっ

て、公共性の観点から今回はとりあえずお断りしたということですか。

(議長)

公共性のあるないで私は判断していない。まだ議会の議員の中で十分そのことが理解されていないという判断をしています。それは公共性というのは、結論ではないでしょう。そういう意見の人もいたということでしょう。それが、議会運営委員会の決定事項ではないと思います。

(記者)

そうですね。議会運営委員会として、過去の事例では、公共性が基本的にあるものに対して認めているという……。

(議長)

それで判断をするかしないかというのは、これからの議論です。これからどうするかという議論を今後やっていく中で、議会としての結論が見えてきたら、当然、議長としても判断します。だから、まだ結論は見えていない。一回、議会運営委員会で話し合いをして、全会一致で変えようということになったら、そのときの議論の中で、大体こういう趣旨でこれは認めようというのだったら、恐らく判断したでしょうね。議会運営委員会の中でもまとまらない。ましてや他の議員はこういうことがあることさえもほとんど知らされていない。いきなりカメラが入ってきてね、自分たちが撮られるとなると大騒ぎになる可能性がある。そこは、議長としても議会の中で騒ぎになるような形で、急に来たものを急に議長権限でやっていかいと、非常に決める場合に相当判断に迷いました。相当内部でも議論をしました。

(記者)

もう少し時間があれば、また……。

(議長)

いや、時間があればできるということではなく、時間があればそこで議論していける。議論さえもできる状況ではなかったわけです。いきなり持ってきて認めろと言われて、それはちょっと無茶だろうと思いますよ。

(記者)

つまり、今回は、時間が足りなかったというのが一番の理由としては……。

(議長)

議論してみないとわからないから、今後議論はしていかないといかんと思っているわけです。

(記者)

その議論は、今後やっていく……。これは申請がなくてもやっていくというものなんですか。

(議長)

いや、これは申請があったからやろうと思っています。というのは、余りこういうのが出てくるといふ想定はしていませんでした。こういう一般の映画会社が議事を撮影したいといふことが出てくるといふのは、想定もしていなかったし、我々、議長仲間とか議員の間でも他の県でもこういうのがあるといふのが聞いたこともなかった。だから全然、判断をしようもないような感じでした。よそからも聞いたこともない、私も沖縄でもこういうのが出てくるとは思っていなかったところで、ぱっと出てきてもう議事閉会に近づいていて、いきなり持ってこられて、いきなり決めろと言われてもなかなか難しいですよ。

これから議論をして、認識が深まって、大体皆が一致するようになったらそれは最終的に議長の判断でやりますといふことになるでしょう。しかし、議長の判断といつても、さっきから言っているように、意見を聞きながらでないと議長の判断はできない。皆が知らないときにいきなり議長判断ですとなったら、きょう、もし入れさせていたら騒ぎになっていたと思いますよ、議場も。何だあれば、といふことになっていたと思います。それくらいの状況なのです。

(記者)

先ほど議会で議論が深まったら、望ましいといふことですか。

(議長)

望ましい。

(記者)

規則を変更するといふことですか。

(議長)

これは取り扱いを変えないといけないですよ。どこかに挿入するか。これはまだ決まっていらないのだから。方向性として今後議論を重ねていくといふことであって、どういふ内容にするかといふのは今後の内容ですから。まだ決まってもないので、議長が勝手にこういふふうに変えますといふのは言えません。

(記者)

変更といふのは、これから……。

(議長)

だから、これからの課題。これからの議論、課題といふふうに取り扱ってください。それは、これからだから、どうするといふのは言えません。どういふ方向に進むかわからない。

(記者)

一応、向こうのほうは、拒否が違法だといふ確認訴訟と処分を取り消すよう仮処分を申し立てるとおっしゃっているのですけれど、今後、話し合いといふのはありますか。

(議長)

それは、こちらからは言えないですね。

(記者)

もう一回確認なのですけれど、今回、許可されなかったのは、申請がぎりぎりまで議会が協議する時間が少なかった、不十分だったというのが1点で、議長の権限で許可も不許可もできるのだけれども、議会運営委員会に諮ると意見が一致していない状況だと許可しないほうがいいたろうと判断したという2点でよいですか。

(議長)

それと、議会運営委員会が全会一致ならば、大体、全体もその方向だということが推定できるけれども、議会運営委員会が意見一致しない。そうなると、各党派毎のね、話し合いもして、それを集約していかないと判断材料が出てこない。話し合う時間がないのだから、唯一、議会運営委員会で話し合ってもらおうと。ところが、議会運営委員会が一致しなかった。一致もしないのに、議長が判断でやるかということには、これはちょっと無理があるなと考えたわけです。私自身も随分迷いましたよ。きのう一晩、随分考えましたから。

(記者)

きのうの議会運営委員会では、議会運営委員会に諮るべきものではないと。

(議長)

だから、権限としては、議長となっているから。しかし、私は、議会運営委員に諮ったほうがいいと思っています、今でも。今後もそうしたいと思っていますのです。議会運営にかかわる委員会は、議会運営委員会だけなのです。これは、議会運営にかかわるのです。過去に、議会運営委員会で決めたこともあるのです。それは、捉え方の問題ですね。だから、沖縄県傍聴規則、地方自治法では、議長が、ということになっているのだから。形としては、議長が、となるのです。実際の運営は、議長がだから、誰にも聞かないで議長が決めるかと。これはどう考えても好ましくないでしょう。沖縄県議会傍聴規則や自治法の傍聴に関する規定で議長というのが出てくるけれど、その議長になる人は、議長が全部勝手に決めていいということではなくて、皆の意見も聞きながら議長が判断するという趣旨だと捉えないと難しいですね。全てのことがそうだと思います。そういう意味では、今回は議会運営委員会に諮ると。議会運営委員会の意見はどうだったのかと。議会運営委員会が議長が決めるべきだということもそれはそれで一理あるのです。議長がとなっているのだから。しかし、議会運営委員会で討議してもらおうということは重要だと思っています。そうすると全体的な意思が伝わってきますから。もっと広げれば、先ほど言ったように、各党派の全委員が議論してもらわないといけない。これだけでもめる難しい問題

ですから、やっぱり今後に向けては、各会派でもって議論してもらわないといけないです。とりわけ、議員個人にかかわるからね。議員個人が撮影されるわけだから。OCN とはちょっと意味が違いますよね。それだったら恐らくそれほど皆、難しく考えないと思います。編集されるからね。取り上げ方に対する懸念もあるかもしれません。OCN は、発言内容もそっくりそのまま出てくるでしょう。編集者の意向は出てくるから、何を目的にこれを編集するのかと。議員の発言の部分部分が取り上げられるわけですよね、そこら辺の懸念も映画という場合は、出てくるかもしれませんね。

(記者)

そうなってくると、テレビ各局の作成根拠も放送も危うくなってくるなど。

(議長)

いや、皆さん、ほとんどテレビ場面だけ映しているよ、ニュースでは。中身はそんなに編集するほど議会のものをやっているようなものは見たことないけれど。そこまでやっていますか。編集して、1人の発言を3名くらいの発言をやっているかなど。そんな時間ではなくて、せいぜい、30秒くらいしか映っていないじゃない。

(記者)

ちなみに、OCN さんを認めるときは、宮古テレビさんや石垣ケーブルテレビも認めたのでしょうか。

(議長)

だから、同趣旨だったのでしょうか。議会のある意味、生の報道をするわけですから、余り抵抗はなかったのだらうと思いますよ。みんな議会の状況を県民に知らせてもらうという意味では、むしろほとんどの人が賛成したのではないですかね。そこには抵抗ないと思います。

(記者)

報道機関だからですか。

(議長)

いやいや、放送の仕方の問題です。議場での発言がそっくりそのまま伝わっていることになると余り抵抗ないのではないですか。実際、自分がそう言っている、しゃべって部分部分、切り取られて、本人はそういうのじゃないのにとというのが、時々あるじゃないですか。そうではなくて、OCN とか、宮古、八重山の放送局も、この議員の発言をそのまま放送していただくということであれば、当然、そのとおりしゃべっているのが映るわけですから。そのときは、僕も一緒に議論していないのでわかりませんが、多分そういうのがあるのではないですかね。皆が賛成したというのは。今回、賛成していないのだから。やっぱり何かあるわけですよ。これは、僕が言っているわけではないから、それは

何ですかと言われても僕は困るわけで。多分、そこら辺の違いはあるので、それぞれ議員の皆さんの懸念があったのかもしれませんが。

(記者)

沖縄県傍聴規則や沖縄県議会先例録の文言を見た限りでは、議長が必ず議会運営委員会に諮らなければならないということでもないのですが。

(議長)

運用の仕方ですよ。

(記者)

撮影を求める人たちからすれば、議長の一存で拒否をされたと受け取られても仕方がないような、今状況になっていると思います。

(議長)

受け取り方の問題でしょう。

(記者)

今後の時間をかけて議論しなければならないとおっしゃっていましたが、規則をより具体的に定める必要はありますか。

(議長)

それを今僕が発言すること自体がおかしいのではないですかと言っているのです。さっきから僕が言っている趣旨は。これから話し合いをしていこうとしているのに、議長がこういうふうにするということは、言わないほうがいいでしょう。

(記者)

これは、でも、沖縄県傍聴規則第 15 条に書いてある……。

(議長)

第 15 条は、ならない、なのです。ただしがあるのであって。基本的には、これはだめですよと言っているのです。どう読もうが駄目なのです。「特に、議長の許可を得た場合は、その限りではない」とあるけれども、後ろが重要ではなくて前のほうが基本姿勢が書いているのです。「議長が」それをひっくり返して勝手に議長権限でどんどんやっていかというと、そうでは読めないと思いますよ。これをひっくり返すには、議長はそれなりの判断となる材料を持たないと難しいと思います。この文章は、私はあなたが言ってるようには見えない。逆だと思っています。

(記者)

前が大事で……。

(議長)

ただし書きより、前のほうが基本姿勢が書かれているんですよ。ただし書きより、前のほうが文章としては、重要でしょう。法律の文章もそうだし、いろ

んな公文書でもそうだと思いますよ。どう読んでも、これはあなたが言うようには読み取れない。全く逆だと思っています。

(記者)

映画会社が今まで取材依頼してきたことも県議会としては聞いたことがないと。

(議長)

私は聞いたことないですね。

(局長)

ないと思います。

(議長)

県議会事務局に長い間いる人たちもないと言っているから。僕も議員になってから、聞いたこともない。だから、全くさっき言ったように想定外だったわけです。予測したこともないからどうしようとかそういうこともなかったわけです。いわゆる想定もしていなかったことが突然起きて、議会閉会に近づいてからそういう話が出てきたものだから協議する場もない。協議する場も議会運営委員会以外に話し合う機会もなかった。だから、議会運営委員会の話を聞いて、さあ、どうするというのをその日の晩、事務局も一緒に話し合いをしたのだから。きのうの晩、判断しなければならなかった。報告を聞いて。きのうの議会運営委員会の報告を聞いて、きのうの晩集まって、我々だけではいかないから、ある弁護士にも連絡して、夜から来ていただいて、一緒に話をしたので。

(記者)

今回、森の映画社さんは、7月10日に取材依頼出したと思いますが……。

(議事課長)

撮影許可申請が7月10日に出されたということですね。

(記者)

けさ、ドイツのテレビ通信会社さんがいらっしゃって、取材したいと言って、これも同じように拒否されたということですが……。

(議長)

あれは、僕からすると、日本人からすると随分失礼だと思いますよ。議会始まっているのに。きょうのことを、僕のところにメモが来たときに、何だこの時間に、と言ったのだから。議会では討論しているのですよ。討論中に、撮影させろといきなり来られても、僕ら日本人の感覚からすればむしろ随分失礼なやり方だと思いますよ。前もって話はお互いの礼儀としてもやるべきじゃないかな。その日のことをその日、しかも議会が始まってから出てくるということは、ちょっとびっくりしている。何だこれと言っている。構っておれないの

ですよ。議員の発言をよく聞いておかないと、不穏当発言が出る場合があるでしょう。最近、それがよく問題になるのだから。よく聞いておかないといけません。僕は、議長も職員も議会に集中しなければいけない。こういうのが出てきてびっくりしたんだよ。

(記者)

沖縄ですと、県議会も全国的にも世界的にも注目されている一。

(議長)

だったら、前もってやるのが僕は礼儀だと思うのだけどね。議会の真っ最中に議事を映させろと言われるのは、ちょっとどうかなとは思いますが。議事中に議事を映させろということが出てくるというのは、これも初めてです。

(記者)

ちなみに、森の映画社さんは、結構、知事の会見とか、知事公室を通して取材も今まで何回もやったりしているのですけれど、今回、県議会は初めてということで、今回こういうふうになったというのは、大分驚いているようでして……。

(議長)

いや、知事は、知事の判断でできるわけです。議会は、47名いるのです。それを突然、持ってこられても。知事は、個人なんです。この人がはいと言えはできるのです。団体集団のときに、すぐ持ってこられて、はいと言いなさいと言われても中々それは難しいですよ。知事と議事を一緒にしたらそれはおかしいです。議長は、47名の代表であって、一個人ではないですからね。それを勘違いしたら困る。知事と議長は、全然違いますよ。

(記者)

やっぱり沖縄県傍聴規則第15条の表現に欠陥があるのではないですか。今後取材依頼は、想定されるのではないですか。

(議長)

しかしね、歴史上初めてのことだから、頻繁に来るかどうかということは、わかりません。だから、これから協議するといっても、休みの日に人を集めてやるというわけにはいかないから、議会開会中でないと話し合いはできないから。議会開会中で、しかも議員の皆さんが集まる日でないとはいけません。議会開会中の20何日間は全て使えるわけではなくて、話し合いが例えば、昼食時間にしようねとか、こういうふうになるわけでしょう。それは、ある程度限定されてくると思うので、その前に各派代表者会を開いて、各派代表に各会派で協議してくれと頼んで、協議してもらえないですからね。それは、どこでやるかわかりませんが、すぐ始めないといけないというものではないが、開会中には協議できますから、期間ありますから。

(議事課長)

1つだけよろしいでしょうか。今、傍聴規則の話がありましたけれど、沖縄県議会傍聴規則は、標準の都道府県の傍聴規則に準じた形でつくっておられて、全国的にもこの傍聴規則を使っていると。今、読み上げますと、「第14条」条項はちょっと違いますが、「傍聴人は傍聴席にて写真、映画等の撮影をし、または録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない」というこの条文が、標準的な傍聴規則になっています。

(議長)

ほとんどの県が認めていないのですよ。九州を調べたら1県だけだった。同じ規則でもって認めていない。だから解釈の仕方は一緒なのです。全国でも実はきのう、調べたわけではないが、知り合いの弁護士が自分のところの職員にインターネットで調べさせたら、日本全国で県とかではなくて市町村で30ちょっとくらいが、数字ははっきり覚えていませんが、3%が条件付きとか条件のないところも一部あるようですが、大体条件をつけて、それを認めていると、いうところがあるという話を聞きました。だから、条件をつけるという場合でもやっぱりそれを皆で議論して認める場合でもどういう条件にするかとかを議論しなければならないし、いずれにしてもなかなかすぐにとはいかない課題だと思います。

(記者)

議長がさっき、そのまま流すところと違って、編集されるかもしれないという懸念があるというのは、議長の考えではなくて、そういう意見が出てくるかもしれないという意味でおっしゃったのですか。

(議長)

一部にそういう声が聞こえてきていました。また、今回のところだけではなくて、当然これからもっともっと出てきますね。そういうものが次々出てくる可能性が。そのときそのときによって目的がはっきりしていて、その目的に沿った形の編集になると起こりがちですよね。それを懸念する人たちもいる。

(記者)

懸念する声もあると。

(議長)

一部にある。これは、そういう声も一部にはある。だから、なかなかこれから議論していく場合でもどうまとめていくかというのもいろいろ考え方が違ってきますから。辺野古賛成の人たちも来るだろうし、反対の人たちも来るだろうし、それを映像をつくる人たちの考え方で、編集していくわけですから。だからやらないということにするかというのは、これからの議論ですよ。よその県と違うのは、沖縄はそういう問題を抱えているということです。それをや

りたいために、つくるわけだからなかなか難しい問題だと思う。

(記者)

先ほど、議事録の削除の件でお話しされたと思いますが、削除しないというのは、そっくりそのまま言ってるわけではないけれど、類似的なものは話しているということで、いずれにしても山川典二議員にしても仲村未央議員にしても削除はしないと、きょう決定されたということよろしいですか。

(議長)

いえいえ。前の場合にも話していますよ。山川典二議員には、きょうお伝えしました。仲村未央議員の場合は、明確に今みたいな言い方はしていませんが、与党の皆さんと本人とも話し合いをして、あのときはニュアンスは違いますけれど、あのときは、与野党でまとめる方法を模索したのです。模索して、沖縄・自民党は、こう言っているけれど受け入れられないかという話はしたけれども、本人も与党もこれはだめですというのが一番大きかったですね。ただ、沖縄・自民党の皆さんからも、申し出がそのあとありましたので、確かに皆さんが言うようにそっくりその話はしていないが、ということでさっきのことを言いました。国会の答弁を私も調べたけれども、辺野古に基地をつくっても普天間が返らない可能性を述べている。そういう類似のものもあるとという問題もありましたからね、とは言いました。ただ、議会の場では、そこまでは言っていないです。議会の場では、自民党の考えを与党の皆さんにできるだけまとめていこうとしたけれども、与党は受け入れませんでしたということを行いました。議会の場で。議会が終わってから、説明をしてくださいとあったので、そのときはそう言いました。あとで沖縄・自民党の皆さんが来たときには、後ろのほうを言いました。

(記者)

裁判の関係で、新里米吉さんの名で提訴するということがありました。議長の受けとめと対応はどういうふうに考えていますか。

(議長)

きょう突然話を聞いたので、受けとめと対応と言われても私は発言する気持ちにはなれないですね。僕は訴えられるほうだから。相手が何で訴えるのか、私自身は聞いてもないし、裁判所に訴状が出たときにそれを見るしかないでしょう。なぜなのかということ。記者会見などでの発言をちょっと伝え聞いておりますが、ちょっと誤解している面があるのではないかと思いますね。沖縄県議会は、議長が勝手に決められるということがあるとかで。今私が言っているようなことなんだから、それはちょっと意味が違いますよね。弁護士もそう言っていたというのだから。法的には議長なんですよ。法律上、議長というのは当然なんですよ。法律に書かれているのだから。さっきから言うように、規

則にも。が、運用するときにはそうですかという、そうはいきませんよと。だから今回やらなかったんですよと言ったのです。法律上の意味における権限は、議長なんです。だから、当然、議長というのが、責任者は誰かと言ったら議長になるのです。職員もそう言うし、私もそう言いますよ。それは当たり前のことです。法律ならばそう受けとめないとももおかしいと思います。

(記者)

今後、同様の撮影の許可申請があっても議論に相当時間をかけないといけないということと、今回の議会運営委員会の中でも後ろ向きな意見が多かったことからすると、なかなか今後、県議会の本会議場の撮影というのは、一般には認められにくいということで考えてらっしゃいますか。

(議長)

これは、推測で議長が発言することは慎んだほうがいいと思っています。それは言わないほうがいいでしょう。議論してもらいます。議論がどう展開するか、予測的には言えないし、言わないほうがいいと思っています。

(記者)

裁判所に提訴されたら、議長個人で対応するのか、それとも議会全体で対応するのか。

(議長)

まだその話は、きょう聞いたばかりだから。今後のことについては、答えられる状況ではありませんね。これからです。

(記者)

議長が提訴されたことはありますか。

(議事課長)

過去にはございます。

(記者)

その場合、その名前は、議長名で提訴されると思いますが、議会の予算で対応されるのですか。

(議長)

さっきから言っているように、議会の責任者は誰かと言ったら議長になります。これは、個人ではないです。議会全体の意思の代表だが、法律上も何か書くときは議長となる。いろんな法律全部。議長と書くけれども、その議長は、個人の意思で全部やるということにはならないから。議会の総意を反映する代表する議長だと思っています。そうでいかないといけないと思っています。ということは、議会の意思を見ながらしか、議長も判断できない。議長と書いてあるけれども、それは一個人の話ではないだろうと思っています。そこの捉え方の違いがあるんですかね。地方自治法も議長と書いてあるのです。議長が傍

聴規則を定めるんです。法律はそのように書くのです。その議長というのは一個人ではなくて、議会の代表者としての議長。訴えられる場合も議長でしょう。一個人かというところはいかないでしょう。一個人として行動しているわけではないから。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。